

浄化槽工事業リストについて

本参考資料は令和6年4月1日現在の情報となっております。

浄化槽法の規定に基づき、茨城県に対して、浄化槽工事業の登録(同法第21条)又は特例浄化槽工事業の届出(同法第33条)を行っている者のリストですが、あくまで参考資料であるため、登録・届出があることの証明書類とはなりません。

浄化槽工事業の発注をする際は、このリストに掲載されている相手であっても、必ず登録又は届出の有無の確認をお願いします。

市町村については、合併前のものとなっている場合があります。

本資料に関するお問い合わせについては対応しかねる場合があります。

《浄化槽工事業登録業者》

※浄化槽工事業登録業者の場合、登録の有効期限満了前(登録の有効期間は5年)に更新手続きを行っておらず、登録が失効している者等が含まれている場合があります。

《特例浄化槽工事業届出業者》

※土木工事業・建設工事業又は管工事業の建設業許可を受けていないと特例浄化槽工事業者にはなれません。建設業許可の更新手続き等がなされていないために届出が有効でないものが含まれている場合があります。

※特例浄化槽工事業届出業者の場合、建設業許可の更新手続き(建設業許可の更新手続き後の建設業許可番号及び許可年月日)、その他変更事項等について「特例浄化槽工事業者届出事項変更届出書」が提出されていない業者は掲載されていない場合があります。